

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和 7 年国勢調査啓発懸垂幕、横断幕及び看板製作・設置並びに撤去等業務委託

(2) 目的及び概要

令和 7 年国勢調査の周知を図るため、懸垂幕、横断幕及び看板を製作し、各施設等へ設置並びに撤去することを目的とする。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所 熊本市中央区花畑町 9 番 1 号及び受託者の施設、熊本市が指定する場所

(4) 履行期間 契約日から令和 7 年（2025 年）11 月 7 日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区花畑町 9 番 1 号

熊本市政策局総合政策部データ戦略課統計班

電話番号 096-328-2380（直通）

メールアドレス：data@city.kumamoto.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1

号の規定に該当しないこと。

- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 国、都道府県、政令指定都市又は中核市から直接受注した業務として、令和 5 年度（2023 年度）以降に履行が完了した、本契約に類似した業務の実績があること。
- (10) 本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を全て満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和 7 年（2025 年）6 月 23 日（月）から令和 7 年（2025 年）7 月 8 日（火）まで 熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 熊本市ホームページにおいては、その運用期間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2 の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵便又は電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

（ア）競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

（イ）競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

（ウ）入札参加者の同種業務の実績（様式第3号）

（同種業務の実績は、申請書等提出日までに履行が完了したものに限る）

（エ）入札参加者の同種業務の実績を証する契約書の写し

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合又は（エ）の提出が難しい場合は、他の判断できる資料を提出すること。

イ 提出期限

令和7年（2025年）7月8日（火）午後5時まで

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

2の担当部局

オ 留意事項

（ア）様式は、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。

（イ）ア(ウ)及び(エ)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。

ア(エ)の書面が添付されていない場合は、履行実績申告書、落札通知書など、他の判断できる資料により同種業務の実績を有しているか判断を行うとともに、必要に応じて履行実績となる契約の相手方に本市から問い合わせを行い、履行実績の確認を行う。

なお、ア(エ)により提出された書類（ア(エ)の書類が添付されていない場合は他の判断できる書類）、及び本市による契約の相手方に対する問い合わせでは、同種業務の実績を有することが判断できない場合は実績を有しているとは認めない。

（ウ）事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(5)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

(3) 競争入札参加者の確認

競争入札参加者の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は必ず電話で着信を確認すること。

イ 掲出期間

令和7年（2025年）6月23日（月）から令和7年（2025年）7月16日（水）まで
（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）7月22日（火）までに開始し、令和7年（2025年）7月25日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

令和7年(2025年)7月25日(金) 午後3時30分

イ 入札場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 6階入札室

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵便及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、2回までとする。

- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。

- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときはいったん開札して確認のうえ、すべての入札を無効とする。

- (6) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第7条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定時において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1 2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金は、熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除する。
- (3) 契約保証金については、熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

- ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者の競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該

通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。